環循適発第 2001225 号
環循規発第 2001223 号
令 和 2 年 1 月 22 日

各都道府県知事・各政令市市長　殿

環境省環境再生・資源循環局長
（　公　印　省　略　）

廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（通知）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてより御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルスに関連した感染症について、日本国内でも感染者が確認されている状況等に鑑み、政府では、令和２年１月 21 日に新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議を開催し、関係省庁が緊密に連携して万全を期すことを確認しております。
新型コロナウイルスを始めとする人が感染し又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物（以下「感染性廃棄物」という。）の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年３月）（https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf）（以下「マニュアル」という。）を環境省で策定し、適正な処理の確保をお願いしているところです。貴職におかれても、関連医療機関等から排出される感染性廃棄物の適切な処理の確保のため、マニュアルに基づき、必要な措置の実施のための指導監督に努めるとともに、貴管下廃棄物処理業者、関連医療関係機関等及び貴管下市町村に対し、排出時、収集運搬時及び処分時において作業者への感染防止に万全を期すよう周知徹底をお願いします。
なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

参 考

・「新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について」（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html

・「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議」（首相官邸）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/